

令和 8 年度
漏水調査業務委託特記仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合

第1章 総則

第1条（目的）

本仕様書において定める事項は、安房郡市広域市町村圏事務組合の指定する給水区域（南房総地区）の漏水調査業務を実施するもので、本業務の目的は配水施設状況把握及び有収率向上のための漏水調査と、漏水原因分析を実施するものである。

第2条（業務の遂行）

本調査業務受注者は、本仕様書に基づき、責任感と細心の注意を払い誠意をもって調査を実施すること。

また、職員（以下「監督員」という。）の指示を厳守するものとし、万一疑義が生じた場合には直ちに監督員と密接な連絡をとり、その指示又は承認を受けなければならない。

第3条（調査範囲）

本業務は、当該給水区域内であらかじめ指定した範囲内において以下の項目における調査業務を実施すること。

- | | | | |
|-----------|--|----------|----------|
| （1）作業計画作成 | 配水管延長 | 137.59km | |
| | （和田高区 6.14km、丸山配水池 19.65km、千倉第1配水池 29.40 km、白浜配水池 48.94km、富山第6・第4配水池 33.46 km） | | |
| （2）現場下見調査 | 配水管延長 | 137.59km | |
| （3）音聴作業 | | | |
| ①戸別音聴調査 | 給水戸数 | 7,938 戸 | |
| | （和田高区 131 戸、丸山配水池 462 戸、千倉第1配水池 2,485 戸、白浜配水池 3,078 戸、富山第6配水池 1,416 戸、第4配水池 366 戸） | | |
| ②弁栓音聴調査 | 配水管延長 | 137.59km | |
| ③路面音聴調査 | （夜間作業） | 配水管延長 | 137.59km |
| （4）漏水確認調査 | 配水管延長 | 137.59km | |
| （5）報告書作成 | 一式 | | |

第4条（調査員の選定及び構成）

調査技師及び調査助手の選定については、着工前に技術経歴書を提出し、監督員の承認を得るものとする。

調査員の構成は、調査技師1名及び調査助手1名の計2名または調査助手2名を1班の構成とし、調査員の経験資格は下記に定める。

- | | |
|---------|------------|
| （1）調査技師 | 実務経験7年以上の者 |
|---------|------------|

(2) 調査助手 実務経験 3 年以上の者

第 5 条（宅地内調査及び身分証明書）

調査員は本調査を実施するにあたり、宅地内に立ち入る際は、その目的を告げ了解を得なければならない。

また、調査員の身分を証明する証明書（水道事業体発行）及び腕章等を常に携帯し、住民とのトラブルを起こさぬよう十分注意しなければならない。

第 6 条（調査の安全）

受注者は本調査中、車両等の通行には特に留意し、また夜間の調査においては安全チョッキの着用等の安全策を講じて調査の実施にあたること。

第 7 条（資機材）

調査に必要な資機材並びに消耗品は「受注者」の負担とし、計器類は毎日点検して整備しなければならない。

第 8 条（事故処理及び損害賠償）

本調査において事故が発生した場合、受注者は適切な処置をとり、速やかにその旨を報告しなければならない。

なお、本調査に伴う事故については、すべて受注者の負担で賠償しなければならない。

第 9 条（責任限度）

本業務の責任限度は、「発注者」に漏水調査報告書を提出のうえ、検査に合格するまでとする。

第 2 章 調査内容

第 10 条（作業計画書及び工程表の提出）

本調査の実施にあたり、事前に作業計画書及び工程表を提出し、監督員の承認を得るものとする。

第 11 条（現場下見調査）

調査に先立ち、調査区域の管理図面と現地の管路、弁栓類の位置、それらの管種、埋設深度、地形及び調査作業の障害の有無等を確認し、調査対象となる水道施設全般を把握する。また、その結果を監督員に報告する。

第 1 2 条（戸別音聴調査）

調査区域内の各戸給水管の止水栓または量水器を調査対象とし、音聴棒を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見する。このとき、発見の容易な宅内漏水についてはできるだけ確認を行うよう努める。

なお、その漏水音発見箇所をスプレー等でマーキングする場合は、家屋等に十分留意する。

また、住宅地図等を用いて各戸の量水器の位置を示した位置図を作成する。

第 1 3 条（弁栓音聴調査）

弁栓類を調査対象とし、音聴棒等を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見する。

第 1 4 条（路面音聴調査）

管路上の路面において、漏水探知機を用いて漏水音（漏水疑似音）を発見する。

また、環境音や生活音を考慮し必要に応じ夜間も行う。

第 1 5 条（漏水確認調査）

音聴作業等による漏水音（漏水疑似音）箇所を、ボーリングバーまたはヘリウムガスを用いて精度の高い漏水箇所の再調査を行い、路上にスプレー等で表示し、漏水位置確定表を提出する。

また、舗装道路以外の部分については 3 点からのオフセットを漏水位置確定表に明示する。

なお、本作業実施にあたっては、地下埋設物に損傷を与えないように十分留意する。

第 1 6 条（報告書作成）

受注者は前各条のすべての調査終了後、調査結果に基づく漏水調査報告書を作成し、提出しなければならない。

第 3 章 成果品

第 1 7 条

本業務の成果品は次のとおりとする。

- ①調査報告書（集計・分析含む）・・・・・・・・ 1 部
- ②調査日報・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ③漏水位置確定表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ④調査現況写真・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑤漏水位置図・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ⑥各戸の量水器の場所を示した位置図・・・・ 1 部

第4章 その他

第18条

本仕様書に明記されていない事項については、監督員と協議し決定するものとする。